

平成30年度第3回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成30年9月10日（月） 14：00～15：10

場 所：コープイン京都 2階 201号室

出席委員：板倉豊委員，上田佳代委員，大久保規子委員，笠原三紀夫会長，小坂浩司委員
東野達委員，安田龍介委員，山田悦委員（8名）

欠席委員：青野正二委員，勝見武委員，柴田昌三委員，竹見哲也委員，建山和由委員
徳地直子委員，松田法子委員（7名）

事務局：中村環境技術担当部長，濱口環境管理課長，大森交通環境対策係長
近藤担当，菅野担当，中本担当

資料1 第10次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料2 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

資料3 平成30年度第2回京都市環境影響評価審査会 摘録

資料4 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

資料5 答申書（案）

議 題 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案について（審議及び答申）

議 事 1 開会

2 議事 以下のとおり

3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，委員定数15名の3分の1以上の出席をいただいております。本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題「京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」計画に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いします。

事 務 局 < 資料2～5に基づき説明 >

笠 原 会 長 それでは全体を通じて事務局提示案について，意見はないか。

- 上田委員 資料4の、答申に向けたとりまとめの方向性の騒音部分において、「複合影響を評価することは困難である」とあるが、過去の同様の事例では、どのように対応されたのか。
- 事務局 同様の事例については把握していないが、事業主体の異なる事業を併せて評価することは困難であると考えている。
- 笠原会長 5年前に条例が改正されてから、第2類事業ではそういう事例はなかったと認識している。
- 板倉委員 工事する際、両事業者は綿密に調整すると思われるが、本事業者が複合影響を評価するのは困難である。
事業計画地周辺において、民家は密集しておらず、騒音については問題ないと考える。
- 大久保委員 原案のとりまとめの方向性の表現では、事業主体が異なれば複合影響は考慮しなくてもよい、と認識されてしまう。判断理由について、表現の補足をしてはどうか。
- 事務局 表現については改めたいと考える。
- 山田委員 平成31年4月に新駅ができる予定だが、工事が重なる期間はどの程度か。
- 事務局 資料3のp3に記載のとおり、4箇月程度と聞いている。
答申において、騒音についても言及すべきか。
- 山田委員 工事が重なるのであれば、意見に盛り込むべきではないか。
- 笠原会長 前回の事業者からの説明では、七条通を挟んでエリアも異なるため影響が少ないと説明があった。しかし、新聞等の報道では七条通をまたいだ構造であったが、違うのか。詳細な構造が分かっていたら説明いただきたい。
- 事務局 駅舎については七条通の南側であるが、連絡通路は七条通を挟んだ構造となっている。しかし、詳しい構造については把握できていない。
- 笠原会長 新駅が4月に開業するというのであれば、新駅に関する工事の大部分は終了していると考えられるがどうか。
- 事務局 再度事業者を確認するが、大きな工事は重ならないと事業者から聞いている。
とりまとめの方向性の修正はする必要があるが、答申書に記載する必要はないと考えるがどうか。
- 山田委員 大きな工事が重ならないのであれば、答申書に記載する必要はないと考える。
- 笠原会長 仮に工事が重なっていた場合、どのような影響が出ると考えられるか。
- 上田委員 騒音が考えられる。
- 事務局 その他に、工事車両の出入り等が考えられる。
しかしながら、やはり異なる事業者が工事の調整等を行うことは非常に困難であるとする。
- 大久保委員 公害苦情で最も多いのは建設関係の騒音の苦情である。仮に騒音の苦情が出た場合は、それぞれの事業者に対して何らかの指導をすることになるのか。

事務局 おっしゃるとおりである。

大久保委員 仮に答申に騒音について記載するならば、「工期が重なることが予想されるため、発生する騒音について可能な限り低減するよう努めること。」などが考えられる。

安田委員 とりまとめの方向性について、「事業主体が異なるため、複合影響を評価することは困難である」とあるが、これは事業者の立場の話であって、本会の意見として扱うべきではないのではないか。
騒音については、一定の関連性は認められるため、適宜指導するが、答申書には記載しない程度で留めてはいかがか。

事務局 資料のとりまとめの方向性の内容については再検討させていただく。

笠原会長 本件は配慮書手続であり、事業者が事業を進めるに当たって、どのような姿勢で対応していくかを配慮書に盛り込むことが望ましい。

事務局 事業者からの工事期間中の環境保全措置は配慮書案の p58 に示されている。ここに盛り込む余地はあると考える。

笠原会長 新駅に関しては環境影響評価の手続対象ではないのか。

事務局 対象外である。

笠原会長 騒音について、審査会として答申する必要があるかどうかだが、配慮書案に記載された環境保全措置で問題ないか。

板倉委員 配慮書案に記載のとおり実施すれば問題ないと考える。
騒音に関しては、特定建設作業に係る規制として、敷地境界線において、85dB以上の騒音が発生した場合、作業を止めることもできる。
とりまとめの方向性の文言について修正し、答申書はそのまま問題ないと考える。

笠原会長 今の板倉委員の提案でいかがか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答申書の受渡し >

笠原会長 議事は以上である。

15:10 終了